

近江八幡市 在宅高齢者紙おむつ支給事業の概要

制度の目的

要介護認定を受けている高齢者の介護をしている家族等の経済的負担を軽減するため、家族介護用品（紙おむつ、尿とりパッド）購入にかかる費用を助成します。

サービス対象と支給方法

【対象となる人】 次の要件をすべて満たしている人

- 要介護認定の結果が要介護1以上である人
- 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていない人※、または生活保護を受給している人 ※4～7月の支給は前年度の課税・扶養状況を審査します。
- 在宅で介護を受けている人
- 紙おむつを使用している人
- 介護保険料に滞納のない人

【支給方法】

注文を受けた商品をご自宅等まで月1回配達します。

（宅配エリアは近江八幡市内に限ります。）

【助成金額】

- 要介護1の方 月額4,000円相当（助成金額を超えた分は利用者負担）
- 要介護2から要介護5の方 月額6,000円相当（助成金額を超えた分は利用者負担）

サービスの利用手順

①【紙おむつの支給申請】

- 家族やケアマネジャーなどを通じて、市の担当窓口紙おむつ支給申請書を提出する。
※申請書にはケアマネジャーの確認欄がありますので、提出前にケアマネジャーに記入依頼をしてください。ケアマネジャーがいない場合は、その旨を長寿福祉課にお申し出ください。その後、市または地域包括支援センターから連絡させていただきます。
- 毎月25日までに申請書のあったものについて翌月からの支給となります。

②【可否の決定】

市で申請内容を審査・決定した後、助成の可否の結果をお知らせします。

③【注文】

市から送付されたパンフレットから商品を選んで注文票を記入し、市の委託業者にFAXもしくは電話で注文する。

④【宅配】

支給決定のあった翌月から月1回の宅配サービスが開始されます。助成金額を超えた自己負担分は宅配時に現金でお支払いしていただきます。注文内容を変更される場合は、宅配月の前月20日までに市の委託業者に変更内容を伝えてください。変更のない場合は前月と同じ商品が宅配されます。また、商品到着後、利用者様のご都合による変更・交換はできません。